

文化芸術を基軸とした連携に関する協定書

伊丹市（以下「甲」という。）と株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携して、それぞれが有する人的、物的その他の資源を有効に活用することにより、文化芸術の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現および市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「連携事項」という。）について連携する。

- (1) 文化芸術の振興に資する取組みの推進に関すること
- (2) その他活力ある地域社会の実現および市民サービスの向上に関すること

（協議）

第3条 甲と乙は、前条に定める連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な取組内容、甲（甲が設置する公共施設の指定管理者を含む。以下この条および第6条において同じ）および乙の役割その他の詳細事項について、甲乙合意のうえ取り決めるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙のいずれからも本協定の変更および解除について申し出がない場合は、有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（本協定の変更および解除）

第5条 甲または乙が本協定の内容の変更または解除を書面により申し出たときは、甲と乙は、協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、連携事項の検討および実施において知り得た非公表の情報を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙において協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月25日

(甲) 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
伊丹市長

(乙) 大阪市福島区海老江1丁目1番31号
阪神野田センタービルディング
株式会社ベイ・コミュニケーションズ
代表取締役社長